

Title	経済的自由についてのケインズとフリードマンの思想
Sub Title	Thoughts of J. M. Keynes and M. Friedman on economic freedom
Author	千種, 義人
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1964
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.57, No.5 (1964. 5) ,p.363(1)- 392(30)
JaLC DOI	10.14991/001.19640501-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19640501-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19640501-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新刊紹介

- インケレス 共著 『ソヴェトの市民』……………加藤 寛 78  
パウアー 共著  
生田正輝 訳
- 塚本 健著 『ナチス経済——成立の歴史と論理』……………寺尾 誠 78
- 松村善太郎著 『国際通貨ドルの研究』……………深海 博明 80

経済的自由についての

ケインズとフリードマンの思想

千種義人

序

政府が何らかの経済的目標をうちたてて、それを実現するための種々の干渉政策を行うことは、社会主義国にとどまらず、資本主義国の最近における大きな特徴となった。まさに十七世紀の重商主義政策リバイバルを思わせる。わが国も戦後、一時、自由経済政策へ転換しようとしたこともあったが、実際には、戦前よりもかえって国民経済に対する国家の役割が強調されるようになった。かつては社会主義国に固有な経済計画がわが国にも導入されるようになった。国民は口には自由主義を唱えながらも、実際には、政府の保護や援助を要望している。経済成長、不況の克服、所得格差の是正、中小企業の振興、輸出力の増大、独占対策、物価抑制、および社会保障の拡大など、ますます多くのことが政府に期待されるようになった。政府も民間も経済的自由を標榜しながら、実際には保護・干渉が強くなっているという奇妙な事態が生じている。このような現実に当面して明らかにしなければならぬ問題がいくつかある。第一に経済的干渉は必要なのかどうか、あるいは望ましいのかどうか。望ましいとすれば、それはどういう意味においてであるか。第二に国民経済において、政府の

経済的自由についてのケインズとフリードマンの思想

なすべき役割は何であるか。政府はいかなることをなすべきであり、いかなることをなすべきではないか。なすべきこととなすべきでないことを区別する基準は何であるか。

このような問題に関して、最近、興味ある見解を公にしたのは、フリードマン(Milton Friedman)教授の「資本主義と自由」(Capitalism and Freedom, 1962)である。彼はナイト(Frank H. Knight)、ミーセス(Ludwig von Mises)およびハイエク(Friedrich A. Hayek)等と並んで、現在、数少い自由主義経済学者の一人であるが、彼の思想を古典的自由主義およびケインズ思想と比較することによって、上述した問題を解く糸口が開かれるように思われる。

### 一、古典的自由主義と新自由主義

現在の経済的自由主義と十八、九世紀の古典的自由主義とは同じものではない。古典的自由主義は、個人を自由に行動させることが、公共の利益を増大させることになるという思想である。ケネーは、人間社会の中には、神が人類の幸福のためにつくった秩序、すなわち「自然の秩序」が存在し、この秩序を実現させることが人間社会の幸福増進の上に最も有利であり、その実現は自由放任主義制度のもとにおいてのみ可能であると考へた。スミスもまた全知全能な神が人間の世界においてその目的を実現するために定めた自然的秩序が存在すると信じ、人々が利己心に基いて自由に経済行為を営むことよってこの秩序が実現されると説いた。利己心は神が経済生活の動機として人間に与えた性情であり、各人が個人の利益を増大させようとして行動することは、「見えざる手」の作用によって、社会全体の利益を増大させることになるのである。「見えざる手」の作用は、要するに自由競争の作用である。各人が相互に競争することは、その社会に豊かかつ良質の財貨を安価に供給することとなるのである。スミスは、個人の利益と社会の利益は一致するという楽観的調和思想も抱いていたのである。<sup>(註)</sup>

このような自由放任主義は十八世紀末から十九世紀はじめにかけて支配的であった。しかしスミスの後継者、リカードオとマルサスは、早くもスミス流の楽観論に対して疑問を投じた。資本主義が確立されるにつれて、資本家と労働者の階級的分離が明瞭となり、大衆の貧困化が新しい問題として登場した。穀物の価格騰貴をめぐって地主と資本家の対立が激化した。さらに人口の増加と食料との関係に不安が感じられた。リカードオとマルサスは、スミスと同様に、自然的秩序の存在をなお信じていたけれども、自然的秩序にしたがうことによって調和的な社会が実現されるとは考へなかつた。リカードオは資本家と労働者の利益が相反する場合がおこりうることを示すとともに、資本家と地主の利益もまた相反することを明らかにした。マルサスは人口増加にもなつて、食料不足が深刻になるのみならず、地代がますます騰貴して、少数の地主に多くの所得が帰属するようになると説いている。彼はまた生産力の増大にもなつて、一般的過剰生産が発生することも述べている。

アダム・スミスの自然的調和思想にはっきりと反対したのは、シスモンディであった。彼ははじめスミス流の古典派経済学を信奉したが、ヨーロッパを襲った周期的な恐慌と工場労働者の悲惨な状態を目撃して、スミスの教えに批判の目を向けた。利己心から出発する人々の経済行為は、社会全体の利益を増進させないことが明瞭となったのである。彼は資本主義経済においては、恐慌が必然的に発生し、労働者が貧困化すると主張し、恐慌防止と労働者の生活改善の方法を提案した。このさい彼は、国家が個人の活動に干渉し、これに制限を加えなければならぬと考へた。

シスモンディの思想は社会主義思想と歴史学派の思想の萌芽となった。社会主義者は、自由放任の資本主義経済の弊害を克服するためには、私有財産制度を撤廃して、社会主義社会を建設しなければならないと考へた。古典学派の集大成者、J・S・ミルもその後半生において、社会主義思想を受けて、自由放任思想に反対するようになった。歴史学派は古典学派の自由貿易主義に反対して、保護貿易主義を唱へた。彼らはまた社会政策の必要を強調した。

自由放任主義を正面から攻撃した最初の正統派経済学者はケインズであった。<sup>(注2)</sup> マーシャルもまた個人の利益と社会の利益が調和しない場合を明らかにしようとした。ピグーもそうであった。自由放任が必ずしも社会の利益にならないという考え方は、ミル以後の正統派経済学者にほぼ共通した見解であった。それにもかかわらず、一般には、自由放任が望ましいという意見がなお支配的であった。

自由放任が望ましいという根拠の一つとして、しばしばパローネやパレート流の理論が引用される。彼らは、完全競争が行われる市場経済において資源配分は最も効果的に行われることを述べた。「パレート最適」とよばれる理論がそれである。この理論は、完全競争という仮定のもとで成立する。すなわち価格を単独の力によって左右しうるような個別経済が存在しないこと、資源の自由移動を妨げるような要因が存在しないこと、および個別経済の知識が完全であることなどの仮定が設けられ、この仮定のもとで、個別経済が自由に行動するならば、資源が最も効果的に使用されることになるのである。このような仮定が設けられたのは、現実に近いからではなくして、単純化のためであった。現実には独占が存在し、生産要素の移動は制限され、人々の知識は不完全である。単純な完全競争のもとでは、自由放任が望ましいといえても、この仮定が充たされない現実においては、それが望ましいとはいえない。それにもかかわらず、一般には、このような単純化された理論を根拠にして、自由放任が社会の利益にとって望ましいと考えられていた。パローネやパレートは、単純化されたモデルの中では、自由放任が効率的であるといっているけれども、現実にはそれが望ましいと考えていたのではない。ピグーは完全競争のもとにおいても、私的限界生産費と社会的限界生産費が離反するから、自由放任は望ましくないと考える。完全競争の仮定が充たされない現実において、各人が自由に競争したとするならば、どのような現象が生ずるであろうか。能力や知識の劣る個人は競争に破れて、生存することができなくなるであろう。ケインズのたとえを借りるならば、「頸の短いキリンを飢えさせて、頸の一番長いキリンを残存させる」ということになる。<sup>(注3)</sup> 「もしわれわれがキリンの福祉を心におくならば、餓

死する頸の短いキリンの苦痛を看過してはならないし、地面に落ちて、争いのさいに踏みつけられるおいしい葉や、頸の長いキリンの過食や、動物の群の穏やかな顔を曇らせる心配、貪欲な争いの醜さなどを看過してはならない。<sup>(注4)</sup>

ケインズの『自由放任の終焉』と題する講演は、二十世紀に入ってからにもなお自由放任が望ましいとする一般風潮に警鐘を打ち鳴らしたものととして、注目されよう。ケインズはすでにその著『平和の経済的帰結』(一九一九)において、資本主義経済の多くの欠陥を指摘し、自由放任の時代は、一九一四年八月をもって終りを告げたと叫んだ。その後『自由放任の終焉』において、自由放任思想の起源と発達を叙述し、自由放任主義が科学的根拠を持っていないことを指摘し、国家によって演じられねばならない役割が存在することを主張した。ケインズによれば、「個人がその経済的活動において、従来いわれてきたような『自然的自由』(Natural Liberty)を持っているというものは、真実ではない。所有する人あるいは獲得する人に対して恒久的権利を与える『契約』(Contract)は全くない。世界は個人の利益と社会の利益とが常に一致するように上から治められてない。下でも両者が実際に一致するように取計られていない。啓蒙された利己心が常に公益と一致するように作用するというものは、経済学原理からの正しい推論ではない。利己心が一般的に啓蒙されるということも正しくはない。自分達の目的を遂行しようとして個々に行動する個人が余りにも無知であるか余りにも弱いために、自己の目的すらも達成することができないというのが、むしろしばしばなのである。各個人は、彼らが一つの社会的単位となるときに、個別に行動するときよりも明視を欠くのが常であるというものは、経験によって示されない」と。<sup>(注5)</sup> それ故にケインズは国家によって演じられねばならない役割があると考える。しかし国家には「なすべきこと」(Agenda)と「なすべきでないこと」(Non-Agenda)とがあり、<sup>(注6)</sup> 両者を区別することが必要であるというのである。「現在における経済学者の主要な課題は、恐らく、政府の『なすべきこと』を『なすべきでないこと』から新たに区別することである。そしてこれに伴う政治学の課題は、なすべきことを遂行しうる民主主義的な政府の形態を工夫することである」と。<sup>(注7)</sup>

このように、ケインズは国家によってなされなければならぬいくつかのことがあると考える。それがどのような種類のことがあるかについては、後にフリードマンの見解と比較しながら述べようと思うが、ここで明らかにしておきたいことは、ケインズは経済的自由を否定しようとしているのかどうかという点である。自由放任の弊害を国家干渉によって除去すべきであるという考え方は、しばしば全体主義あるいは、国家干渉主義であると誤解されている。しかしケインズは個人の経済的自由を否定しようとするのではなく、むしろ経済的自由をいっそうよく達成するために、政府によってなされるべきことがあると考えるのである。このような思想は、『一般理論』の第二十四章「一般理論の導くべき社会哲学に関する結論的覚書」において展開されている。その章で、ケインズは、現代経済社会の重要な欠陥として、完全雇用を提供することができないこと、および富と所得の分配が恣意的で不公正であることの二つをあげ、これら欠陥を是正するために国家統制が必要であり、それ以外に統制は不必要であることを述べている。「もし国家にして用具を増加するために投ぜられるべき総資源量とそれを所有する人々に対する報酬率とを決定しうるならば、それで必要とするすべてのことはなし遂げられるべきであろう」と。ケインズはまた利己心ないしは個人主義を尊重する。「しかし、何にもまさって、個人主義は、もしその欠陥と濫用とが一掃されうるならば、それが他のすべての方法に比較して、個人的選択の働く分野を著しく大ならしめるという意味において、個人の自由の最もよき擁護者である。個人主義はまた生活の多様性の最もよき擁護者でもある。生活の多様性はまさに個人的選択のこの広い分野から生ずるものであり、それを失うことは劃一的なあるいは全体主義的な国家のあらゆる損失のうちで最大のものである。」「したがって消費性向と投資誘因との相互関係を調査しようとする仕事に伴う政府機能の拡張は、十九世紀の政論家や現代のアメリカ金融家にとっては、個人主義に対する恐るべき侵害と見えるかもしれないが、私はそれとは反対に、現存の経済的形式の全体的な崩壊を回避する唯一の実行可能な手段であるとともに、個人的創意をして効果的に機能せしめる条件をなすものとして、それを擁護したい」と。<sup>(注9)</sup>

以上の引用からも分かるように、ケインズにとっては、完全雇用の実現と分配の公正は望ましいことであり、これを実現するために、国家干渉が必要であり、しかも利己心の作用と個人主義の長所はできるかぎり活用すべきなのである。この意味では、ケインズもまた経済的自由主義者の一人であるといつてよい。しかし古典的自由主義とケインズの自由主義とはかなり異なる。古典的自由主義者は国民経済における国家の役割をできるかぎり減らし、個人々々を自由に行動させることが、生産と雇用を増大し、分配を公正にするために望ましいと考えた。これに反してケインズは、自由放任経済においては、生産と雇用が減少し、分配が不公正となるから、完全雇用と分配の公正を実現するためには、ある程度の国家統制を行うことが望ましいと考える。両者ともに目的は同じであるが、手段がちがうのである。ケインズもまた自由主義者であるといえるのは、利己心をできるかぎり活用すべきであると考えており、全体主義的な統制を望ましくないとしているからである。フリードマンが指摘しているように、自由主義の内容が変化したのである。「十九世紀末、とりわけアメリカでは一九三〇年以後、自由主義という言葉は、特に経済政策において、以前には異なった内容を持つようになった。それは望ましいと考えられた目的を達成するためには、個人の任意的取りきめに頼るよりは、主として国家に頼る方が容易であるということの意味するようになった。自由よりはむしろ福祉と平等とが標語となってきた。十九世紀の自由主義者は、自由の拡張は福祉と平等を増進するための最も有効な方法であるとみなした。二十世紀の自由主義者は福祉と平等を自由への必要条件としてか、あるいは自由に代るべきものとみなす。二十世紀の自由主義者は古典的自由主義者が反対して闘ったところの国家干渉と温情的干渉主義 (paternalism) の政策そのものの復活を、福祉と平等の名において望ましいと考えるようになった。まさに時計の針を十七世紀の重商主義へ戻すことによって、真の自由主義を反動的としてこきおろすことを好んでする」と。<sup>(注10)</sup>ケインズはフリードマンのいう二十世紀の自由主義者という名にまさにふさわしい。

フリードマンは自らを十九世紀の自由主義の近代的後継者であるとみなし、ケインズ流の二十世紀の自由主義者に同調し

ない。彼の立場は『資本主義と自由』の序論に要約されている。

フリードマンは、ケネディ大統領がその就任演説で引用した「あなたの国があなたのために何をなするかをやらずねてはいけない。あなたがあなたの国のために何をなするかをやらずねよ」という語句の内容を問題にすることから叙述を始める。「あなたの国があなたのために何をなするか」というのは、温情的干渉主義の考え方であって、その考え方からすれば、政府はパトロンであり、市民は被保護者である。この見解は自分のことには自分で責任を持つという自由人の信念とは一致しない。「あなたがあなたの国のために何をなするか」というのは有機体的な考え方であって、それは政府を主人ないしは神権とし、市民を召使または信者とするものである。自由人にとっては、国家はそれを構成する個人の集合であって、個人の上に位するなものでもない。自由人は政府を、恵みを与える者としてではなく、手段としてみなすのである。自由人にとっては、政府は盲目的にあがめつかえる主人でも神でもない。自由人は国家的目的とか目標とかを認めない。それが市民によって個々に考えられているものと一致している場合は別である。自由人は国が彼のために何をなするかをやらずねないし、彼が国のために何をなするかをやらずねない。自由人はむしろ、われわれが個々の目的ないしは目標を達するために、なかんずくわれわれの自由を守るために、「私と私の同胞が政府を通してなにをなするか」をやらずねるであろう。加えて、次のことをたずねるであろう。「われわれがつくる政府が真の自由を破壊するフランケンシュタイン(Franken-stein) <sup>(註11)</sup> にならないようにするにはどうすればよいか」をやらずねる。「政府はわれわれの自由を保存するために必要である。それはわれわれがそれを通してわれわれの自由を行使しうる機関である。しかし政治家の手に権力を集中するならば、それはまた自由への脅威となる。たとえこの権力をふるう人がはじめは善意であるとしても、またたとえ彼らがその行使する権力によって腐敗させられないとしても、権力は型の異なった人間をひきつけたり、つくったりするであろう」<sup>(註12)</sup>と。

以上の叙述から、フリードマンの根本思想を十分にうかがえるであろう。彼によれば政府は個人の自由を実現するための手段なのである。しかし政府に大きな権限を与えることは自由への脅威となるのである。そこで個々人が政府から利益を受けながら、しかも自由への脅威を避けるためにはどうすればよいか。第一に、政府のなすべき範囲を限定しなければならない。政府の主たる役目は、われわれの自由を外敵からも仲間の市民からも守ることにある。そのためには法と秩序を維持し、私的契約を強制し、競争的市場を育成しなければならない。このほか政府は、個々人が別々に遂行することが困難であるか、あるいは高価にかかるようなことを遂行する。しかし政府をこのように利用しようとすると、いつでも危険が伴う。政府をこのように利用することを避けるべきではないし、避けることもできないが、このように利用する前に、差引きはつきりした大きな利益があることも確かめなければならない。第二に政府の権力は分散されなければならない。もし分権化されているならば、ある個人がその地方の政府がなすことを好まない場合に、他の地方へ移住することができる。もし中央集権化されているならば、その個人はほかに行くところがない<sup>(註13)</sup>。

このようにフリードマンは、政府を利用して自由を実現し、かつ政府による自由への脅威を避けるためには、政府権力の制限とその分権化が必要であると考え、このほかにも中央集権的政府が望ましくないという積極的な理由があるという。それは、建築、絵画、科学、産業等文明の大きな進歩は、中央集権的政府のもとでは生れなかつたということである。その例として彼は、コロンブス、ニュートン、ライプニッツ、アインシュタイン、シェークスピア等々が分権化された政府のもとで生れたことを指摘している。政府はバラエティをつくり出さないし、進歩も生まないと考える<sup>(註14)</sup>。

以上、経済的自由と干渉政策に関するケインズとフリードマンの考え方を述べてきたが、二人に共通なことは、ともに経済的自由主義者であるが、古典的自由主義者とは異なって、何らかの国家干渉の必要を認めていることである。ケインズは、失業と分配の不正を除去するために、利己心と個人主義をできるかぎり利用しながらも、国家干渉が必要であると考へ、フリードマンは政府を利用することによって自由がよりよく実現されるかぎりには、国家干渉は望ましいという。「われ

われは自由に著しく干渉してきた国家干渉を保存しようとは欲しない。けれども、もちろん自由を増進してきた国家干渉を保存しよう<sup>(注15)</sup>と欲する」と。古典的自由主義者はいかなる場合においても、国家干渉は望ましくないと考えたに反し、ケインズやフリードマンはともにある目的実現のためには、国家干渉の必要を認める。

このようにケインズとフリードマンは経済的自由を尊重しながらも、何らかの国家干渉を必要とする点で共通しているけれども、二人の間にはいくつかの差異が見られる。その第一は、国家干渉の具体的内容についてである。この点については次の項で述べることにしよう。第二は政策目標の差である。ケインズの政策目標は完全雇用の実現と分配の不正の打破であり、フリードマンのそれは自由の実現である。もちろんケインズにとっても自由は望ましく、フリードマンにとっても完全雇用と分配の公正は望ましい。完全雇用が成立し、分配が公正に行われ、かつ自由が実現されるならば、それはケインズにとっても、フリードマンにとっても望ましいにちがいない。この意味では、政策目標はともに変りはない。しかし失業が存在し、分配が不公正な社会においては、両者の政策目標は異なる。ケインズはその場合、完全雇用を実現し、分配を公正化するために、少しくらい自由を犠牲にしてもよいと考える。完全雇用が成立し、分配が公正化されてからは、自由を束縛すべき理由はないのである。ところがフリードマンにとって、政策目標はあくまでも自由の実現であるから、自由を制限してまで、完全雇用を実現させようとする政策は望ましくない。自由を制限することは、その口実がいかなるものであれ、望ましくない。

第三に、ケインズは国家干渉によって失業や恐慌を除去することができると考えているが、フリードマンは反対に、国家干渉によってかえって失業や恐慌が発生すると考える。「完全雇用と『経済成長』は過去二、三十年、経済への政府干渉の範囲を拡大するための主な口実となってきた。私的自由企業は、内在的に不安定であるといわれる。放任しておく、それは好況と破滅の循環波動を生むであろう。それ故に政府は事態を安定化するための政策を行うべきである。このような議論

は、一九三〇年代の大不況中およびその後において特に有力となり、この国でニュー・ディールが行われ、かつ他のことから政府干渉が拡大される主たる理由となった。その上、最近、『経済成長』がますます一般的な集中的要求となってきた。……」。このような議論は全く誤りである。大不況は、大量の失業が発生したたいていの他の期間と同じく、私経済の何らか内在的不安定性によってよりも、むしろ政府のやり方が悪かったために生じたのである。……連邦準備制度は、一九三〇年および一九三一年において、その責任を全くおろかな方法で行使したために、さもなければ適当な収縮ですんでいたものを、大不況にまで変えてしまったというのが事実である。……経済の安定と成長にとともに極めて必要なことは、政府干渉の減少であつて、その増加ではない<sup>(注16)</sup>と。

ケインズとフリードマンの間の第四の差は、前者が中央集権的政府によって政策が行われるべきであると考えているのに対して、後者が分権的政府を望ましいとしている点であろう。ケインズは、完全雇用を実現し、分配を公正化するためには、全国民的経済計画を遂行しなければならないと考えているが、フリードマンはそうではない。フリードマンは、このような中央集権的政策は、たとえ雇用の増大と分配の公正化に役立つとしても、前述したように他の面で望ましくないと考える。

以上がケインズとフリードマンとの間の見解の差である。われわれはどちらに組すべきであるか。第一の国家干渉の具体的内容については、次節で検討する。第二の政策目標の差であるが、いずれの政策目標を選ぶかは、結局は学者の価値判断の問題である。しかし民主主義政治機構のもとでは、民主主義的手続によってこれを選ばなければならない。学者はそれだけの信念と科学的研究に基いて自分の政策目標を述べることは自由であり、そうすることは望ましい。しかしその社会がいかなる政策目標を設定するかは、民主主義的手続によって決めるべきである。私個人としては、完全雇用が実現され、分配が公正に行われ、しかも経済的自由が享受されるような社会が望ましいと思う。しかし失業が存在し、分配が不公正な現状

では、一部の人の自由を幾分制限することは避けられないように思われる。人々が個人的利益の動機ではなく、公共の利益を動機として行動する場合は別であるが、国民のすべてにこのようなことを期待することはできないからである。そうかといって失業の除去と分配の公正化のために個人的自由を全く犠牲にしてよいかといえ、そうではない。自由は人間にとって尊い目的である。したがって完全雇用か自由かというような二者択一的な選択をすべきではなく、完全雇用がほぼ実現され、自由ができるだけ保存されているような状態を理想として選ぶべきであろう。

第三は、失業や恐慌を除去し、経済成長を速めるためには、国家干渉が必要なのか、それとも純粋な競争的資本主義にすべきなのかという問題である。ケインズは十九世紀から二十世紀はじめにかけての資本主義を自由放任経済とよび、このような資本主義経済においては、貧困、失業、恐慌等、望ましくない現象が発生するから、これを除去するような国家干渉が必要であると考へた。これに対し、フリードマンは、国家がこのような干渉を行うから、ますます事態が悪化するという。フリードマンのいうように、国家干渉の中には、失業や不況を深刻化するような種類のものがあることは否定できない。しかし国家干渉によって克服されるような貧困、失業、恐慌などもありうる。一九三〇年代以後、大不況がみられなくなり、分配も幾分平等化され、経済も成長し続けたことは事実なのである。したがっていかなる国家干渉が資本主義の弊害を除去する上に効果的であり、しかも自由をできるかぎり保存するようものであるかを、判定することが大切である。

第四は集中化と分権化の問題である。フリードマンのいうように、権力の集中化に弊害がともなうことは事実である。しかしこの集中化がなければ、失業とか恐慌などを効果的に防止することができないかもしれない。したがって原則としては分権化を行い、民主主義的手続によって設定された政策目標を実現する上に効果的であるかぎりにおいて、集権的政策を用いるべきであろう。

以上を要するに、政策の決定に当っては、二者択一的な公式主義的解決の途を選ぶべきではない。人々はそれぞれに利害

や立場や主義を異にしており、政策にはそれぞれ長短がある。社会の実情は刻々と変化している。このようなことが事実なのであるから、何らか一つの政策あるいは主義によって問題を解決すべきであると、予めきめてかかることは極めて危険なことである。

(注一) 「われわれをして自由になさしめよ」(laissez-nous faire) という言葉は、十七世紀末に、商人レジヤンドル(Legendre)がコルベール(Colbert)に話しかけたことに始まるといわれる。コルベールが尋ねた。「あなたを助けるために何がなされなければならぬか」と。これに対してレジヤンドルは答えた。「われわれをして自由になさしめよ」と。しかしこの言葉を教義としてはっきりと使った最初の人は、一七五一年の頃、ダンジャンソン侯(Marquis d'Argenson)であったといわれる。彼は政府が取引に干渉しないことが経済的利益になると強調した最初の人であった。「よりよく治めるためには、より少く支配しなければならぬ。わが国工業の衰退の真の原因は、工業に与えられた保護にある」と。自由放任の語句の歳史については、オンケン(Oncken)が「Die Maxime Laissez-faire et laissez passer」において述べており、ケインズ(J.M. Keynes)は「自由放任の終焉」(The End of Laissez-faire, 1926)の中でオンケンから引用している。

アダム・スミス、リカードおよびマルサスの著作の中にも自由放任という言葉は見出されない。この言葉を一般的用語としてイギリスではじめて使ったのは、フランクリン(Franklin)であり、自由放任の法則が述べられたのは、ベンサム(Bentham)の後期の著作においてである。一七九三年に書かれた「経済学要覧」(A Manual of Political Economy)の中で、彼は次のように述べている。「一般の法則は、何事も政府によってなされても、企てられてもならないことである。このような場合に、政府にとっての標語あるいは守るべき句は、『静かにしておれ』(Be quiet)……ということではなければならない。農業、工業および商業が政府に対して行う要求は、ダイオジェネスがアレクサンダーにいったこと、私の日光を遮らないでくれといったあのことと同様に穏健で合理的なことである」。(J.M. Keynes, "The End of Laissez-faire, 1926, pp. 18-21. 山田文雄氏邦訳「ケインズ 自由放任の終焉」二二二―二七頁参照。)

(注二) ケアンズ(Cairnes)は、一八七〇年、ロンドンのユニヴァーシティ・カレッジで行った「経済学と自由放任」と題する講義で、自由放任主義というのは、個人が権力をふるったり詐欺を行ったりしないかぎり、彼らを利己心に導かれて行動させることによって人類の幸福が最も効果的に増進するという思想であるとなし、「自由放任主義は何ら科学的根拠をもつものではなく、ただせいぜい慣例的な手頃の規則にしかすぎない」と述べている。なおケアンズがここで人類の幸福というのは、富が最も急速に蓄積され、最も公正に分配されることを意味している。ケアンズはこのような人類の幸福が、自由放任によって実現されるといふ科学的根拠がないことを



- この講義は、ケインズの『The End of Laissez-faire, 1926, pp. 26-7. 邦訳三二一-三三頁参照)』
- (注3) J.M. Keynes, *ibid.*, p. 29. (邦訳三五頁)
- (注4) J.M. Keynes, *ibid.*, pp. 33, 34. (邦訳三九頁)
- (注5) J.M. Keynes, *ibid.*, pp. 39-40. (邦訳四一-四五頁)
- (注6) *Agenda & Non-Agenda* という語は、ケンサムが用いたものであり、ケインズはこれを有用な術語として使用する。ただし、ケンサムは国家干渉は「一般的に不要である」と同時に「一般的に有害である」と考えているが、ケインズはそうではない。(Bentham, *Manual of Political Economy*, 1843. J.M. Keynes, *ibid.*, p. 40. 脚注参照)
- (注7) J.M. Keynes, *ibid.*, pp. 40-41. (邦訳四五頁)
- (注8) J.M. Keynes, *The General Theory of Employment, Interest and Money*, 1936, p. 378. (塩野谷九十九氏訳「雇用・利子および貨幣の一般理論」四五八頁)
- (注9) J.M. Keynes, "The General Theory" 1936, p. 380. (邦訳四六〇頁)
- (注10) Milton Friedman, *Capitalism and Freedom*, 1962, pp. 5-6.
- (注11) Mary Wollstonecraft Shelley の小説。ある若い医学生が怪人物を造って、これに生命を与えたところ、非常に横暴で、遂には主人公の命を奪った。
- (注12) M. Friedman, *ibid.*, pp. 1-2.
- (注13) M. Friedman, *ibid.*, pp. 2-3.
- (注14) M. Friedman, *ibid.*, pp. 3-4.
- (注15) M. Friedman, *ibid.*, p. 6.
- (注16) M. Friedman, *ibid.*, pp. 37-8.

一、政府の「なすべきこと」と「なすべきでないこと」

古典的自由主義者は国家干渉は有害であって、これができるだけ減少させることが望ましいと考えたけれども、新自由主義者はそうではない。ケインズもフリードマンも、国家のなすべき役割を認める。しかしその役割は同じものではない。

前述したように、ケインズは、国家の「なすべきこと」を「なすべきでないこと」から区別することが、経済学者の主要な課題であるとし、国家の「なすべきこと」について『自由放任の終焉』において若干の提案をしている。

第一に、半自治体 (semi-autonomous bodies) を発達させ、かつ認めることである。半自治体は管理と組織の単位として理想の大きさであるとみなされる。半自治体が望ましいもう一つの理由は、その行動の規程がもたらす公共の利益におかれ、私的利益の動機が排除されることである。ただし人間の利他主義の範囲がもっと広くなるまでは、特定の集団、階級、あるいは部門の個々の利益に任されることがなお必要である。自治体は通常の事態では、定められた範囲内において自治的であるが、最終的には議会を通じて表明される民主主義の主権に服しなければならない。自治体の例として、大学、英蘭銀行、鉄道会社などがあげられる。一般の株式会社もある時期、ある規模に達すると、私企業よりはむしろ公共企業体に近い状態になる。最近大企業はそれ自体、社会化してきた。大企業において、資本の所有者すなわち株主は、ほとんど経営から遊離し、その結果として、最大利潤の獲得は、経営の第二義的関心事になってしまった。株主のための利潤極大よりも、企業の一般的安定と世評の方が、経営にとって大きな関心事となった。株主は慣習的に適当な配当金を受取るだけで満足しなければならぬ。こうした変化をケインズは大企業の半社会化 (semi-socialise) とよぶ。この半社会化は、中央政府の機関によって行われるよりも、半自治体を通して行われることが望ましいと考える。<sup>(注1)</sup>

第二に、国家は「なすべきこと」を行わなければならない。国家の「なすべきこと」は「技術的に見て社会的な」ことであって、「技術的に見て個人的な」ことは国家のなすべきことではない。「国家のなすべきことのうち最も重要なものは、私的個人がすでに果している活動に関することではなく、個人の領域外にある機能、すなわちもし国家がそれを企てなければ、何人によってもなされないことに関するものである。政府にとって重要なことは、個人がすでになしていることを行うことではなく、またそれも幾分よくとか幾分悪くとか行うことではなく、現在全くなされていないことを行うことである。<sup>(注2)</sup>」この

ような政府のなすべきこととしていかなるものがあるか。ケインズはここで具体的に政策を樹立しようとしていないが、次の項目を列挙している。

まず国家は、「危険、不確実および無知の結果」に対して救済しなければならない。現代における最大の経済的弊害の多くは、危険、不確実および無知の結果である。富の大きな不平等が生ずるのは、地位と能力に恵まれた特定個人が不確実と無知を利用することができるからであり、また同じ理由で大企業がしばしば賭事となるからである。さらに同じ原因から失業が生じたり、合理的な事業上の期待が裏切られたり、能率と生産が阻害される。しかもこの救済は個人ではなしえない。この疾患を激化することが個人の利益となることすらある。それ故に、ケインズは、「これらのことに対する救済策は、一部は中央機関による通貨と信用の慎重な統制に求められるべきであり、一部は知ることが有利な事業上の事実を、必要ならば法律によって、全部完全に公表するとともに、事業状態に関する資料を大規模に蒐集し、配布するということに求められなければならない」と考<sup>(注3)</sup>える。

次に国家のなすべきことは、貯蓄と投資を調節することである。社会全体としていか程の貯蓄が望ましいか、その貯蓄のうちいか程を海外投資の形で流出させるべきであるか、投資市場の現在の組織が貯蓄を国家的にみて最も生産的な部門に配分しているかどうかについて、すぐれた判断を下すのが国家の役割である。このようなことが現在のように、私的判断と私的利潤の機会に全く委ねられてはいけ<sup>(注4)</sup>ない。

次に人口政策も遂行しなければならない。各国はどの位の人口が最適であるかについて慎重な国家的政策をたてなければならない。この政策を決定したならば、それを実行に移さなければならない。さらに将来は、単なる人口数だけでなく、その天賦の質についても注意を払わなければならない<sup>(注5)</sup>であろう。

以上が『自由放任の終焉』の中で提案されている内容である。この提案は、資本主義を国家の手によって改善する方法に

関するものであった。ケインズはこのような方法が資本主義の本質的特徴、すなわち利潤追求と貨幣愛の本能に訴えるという特徴と著しく矛盾するとは考えない。利己心の作用をできるだけ保存しながら、個人によってはできないことを国家の手で行おうとするのである。ここで提案された思想は、ケインズのその後の著作に受け継がれ、具体化されている。

『自由放任の終焉』では、半社会化が提案されていた。ここに半社会化というのは、企業が公共の利益を動機として、利他主義に基いて行動することが意味されている。ケインズは、半自治体を発達させることによって、このような半社会化が実現できると考えていたのである。この社会化の思想は、「一般理論」の中で、異なった形で述べられている。

第一に、ケインズは所得の再分配政策を行って、分配の不公正を除くべきであると提案する。分配の平等化は資本蓄積を妨げると一般には考えられているけれども、そうではない、完全雇用が実現するまでは、資本の増大は、低い消費性向に依存するものでなく、反対にそれによって阻止される。低い消費性向が資本増大に役立つのは、完全雇用の状態のもとにおいてのみである。したがって所得分配を平等化して、消費性向を高めることは、資本増加にとって有利である。すなわち分配の平等化によって、低所得者の消費支出が増大して、有効需要が大となり、雇用量と所得が増大して、資本蓄積が増加する<sup>(注6)</sup>。

第二に、金もうけを規則と制限のもとに行わせることが望ましいと考<sup>(注7)</sup>える。「理想的国家においては、人々は賭金には何ら興味をもたないようにあるいは教育され、あるいは鼓吹され、あるいはしつけられることもあろうけれども、それにして一般の人々が、あるいは社会の重要な一部分の人達だけでも、事実上、金もうけの想いに耽<sup>(注8)</sup>っているかぎりにおいては、競技を規則と制限のもとに演ぜしめることが賢明にして慎重な政治家の途であらう」と。

第三に、低金利政策を行い、やがては金利を零にして、金利生活者が安楽往生することが望ましいという。低金利は貯蓄を減少させると考えられているが、それは正しくない。低金利は投資を刺激し、所得を増大させ、貯蓄を増加させる。貯蓄の増加は資本を増大させ、やがて資本の稀少性を消滅させ、利子率を零にまで引下げる。かくして金利生活者すなわち機能

のない投資家は安楽往生する。有能な金融家や企業家その他の者に対しては、その智能と熟練を適当な報酬で社会のために役立たせるような直接税を課する。<sup>(注8)</sup>

第四に、投資のやや広汎な社会化が必要であるという。「国家は、一部分は租税機構により、一部分は利子率を決定することにより、しかして一部分はおそらく他の諸方法によって、消費性向の上に指導的な影響を加えなければならないであろう。のみならず、利子率に対する銀行政策の影響力はそれ自身では最適投資率を決定するには充分でないであろう。したがって私は、投資のやや広汎な社会化 (somewhat comprehensive socialisation of investment) が、ほぼ完全雇用に近い状態を確保する唯一の方法となるべきことを認める。もとよりこのことは必ずしも、政府当局が個人の発意と協調することのできるような妥協と工夫のすべてを排除するものではないけれども」と。<sup>(注9)</sup>ここにいう社会化とは何を意味するのであろうか。それは生産手段の国有化を意味するものではなく、<sup>(注10)</sup>投資に対する国家的見地からの統制を意味するものと解せられる。ケインズはいう。「私は、資本財の限界効率を長い眼で、かつ一般の社会的利益を基礎にして、計算しうる地位にある国家が、投資を直接に組織化する上に今後ますます大きな責任を負うようになるのを期待している」と。<sup>(注11)</sup>「投資を直接に組織する」という言葉はあいまいであるが、「一般理論」の中で言及されていることは、国家が証券取引に重税を課して、投機的売買を制限することである。「合衆国における投機の企業に比しての優位を緩和するためには、政府がすべての取引に対して相当重い移転税を課することが、可能な最も役立つ改革となるであろう」と。<sup>(注12)</sup>このほか、公共事業を増加させることおよび政府の責任と危険とにおいて行われる投資を増大させることなどがあげられている。<sup>(注13)</sup>

以上が、ケインズによって意味されている社会化である。完全雇用を実現し、分配の不正を除去するためには、このような社会化を行わなければならないのである。しかしケインズはこれ以上に、経済生活を束縛するような国家社会主義的方法を弁護しようとはしない。国家統制は、消費性向と投資誘因との間を調整して、完全雇用を実現するためにのみ必要な

であって、それ以外には個々人は自由に行動してよい。ひと度、完全雇用が実現されるならば、国家統制は無用となり、人は利己心にしたがって行動すればよい。もちろんケインズにとっては、人々が公共の利益のために行動するようになるならば、それは望ましいことであろう。ケインズは一見して全体主義者のような印象を与えるけれども、そうではない。彼はできるだけ個人主義ないしは自由主義を擁護する。「一方において能率と自由とを保存しながら、病弊を治療することが、問題の正しい分析によって可能となる」と。<sup>(注14)</sup>

次に、国家のなすべきことは「危険、不確実および無知の結果」に対する救済策である。この救済策として、第一に、通貨と信用に対する慎重な統制が考えられているが、ケインズは『貨幣改革論』と『貨幣論』において、通貨と信用に関する理論を展開し、その政策を具体化している。『貨幣改革論』では、いわゆるケンブリッジ方程式とよばれる交換方程式をかげ、物価水準を中央銀行の管理におくことが可能であることを示した。<sup>(注15)</sup>『貨幣論』では、貨幣価値の基本方程式を公式化し貯蓄と投資の関係から物価水準が変動することを示した。すなわち投資が貯蓄より大であれば、物価水準は騰貴し、投資が貯蓄より小であれば、物価水準は低落する。投資と貯蓄が一致すれば、物価水準は変動しない。ケインズは利子政策によって両者を一致させることができると主張する。<sup>(注16)</sup>このように『貨幣改革論』と『貨幣論』は、物価水準の安定を目的として、それを達成するための政策を示すことを課題としたが、『一般理論』では、完全雇用の実現が目的とされ、そのために必要な政策が提案される。雇用を増大させるためには、有効需要を増加させなければならない。有効需要を増加させるには、消費性向または投資誘因を刺激しなければならない。投資誘因は貨幣利子率と資本の限界効率との関係によって決定される。雇用量は貨幣利子率を引下げることによって増大することになる。かくしてケインズは低金利政策を唱導するのである。しかし低金利政策に限界のあることも示されている。

「危険、不確実および無知の結果」に対する救済策の第二は、企業経営に関する知識を完全にすることであった。しかしこの

ようなことは容易に実行できそうにない。資本の限界効率は予想収益に依存するのであるが、予想収益は人々の不確かな知識に基いて評価されるために、何らかの原因によって急激に低下することがある。このことのために失業が増大し、恐慌が発生する。<sup>(注17)</sup>それ故に、ケインズは、前述したように、資本の限界効率の崩壊を避けるために投資の社会化を行うべきであると考えるのである。

貯蓄と投資を調節することは、『貨幣論』において、物価水準安定策として述べられ、『一般理論』では、完全雇用実現のための政策として、その重要性が強調されている。失業が発生するのは、貯蓄がすべて投資されないからである。したがって投資を刺激するための政策が必要となる。その政策として、貨幣利子率の引下げと資本の限界効率への対策とが提案される。

以上が国家の「なすべきこと」として、ケインズによって述べられていることである。ケインズの提案はフリードマンのそれといかなる点で異なるのであろうか。

フリードマンにとって、自由の実現が究極的目標である。自由には、経済的自由と政治的自由とがあり、ともに必要である。経済的自由はそれ自体望ましいものであるが、それはまた政治的自由を実現するためにも欠くことのできない手段である。何故なら、経済的自由が存在するならば、政治権力を振りまわす場はそれだけ少なくなるからである。歴史的に見ても、競争的資本主義は政治的自由のための必要な条件であった。<sup>(注18)</sup>ところが、経済活動への政府干渉は全く無用かというところではない。自由市場で処理されえないものがある。また自由市場で処理しようとする、極めて高価となるために、政治的方法を用いた方が望ましいものがあるのである。それは何であらうか。このようなものこそ政府の「なすべきこと」なのである。

政府の「なすべきこと」の第一は、規則をつくり、審判をすることである。「自由市場の存在は、もちろん、政府の必要を除去するものではない。それどころか、政府は『ゲームの規則』をきめるための決定機関として、および決定された規則を解釈し、強制する審判員としても欠くことのできないものである」<sup>(注19)</sup>と。人々の日々の活動は、社会の慣習と法律の枠の中で演じられる。ちょうどゲームが規則のもとで演じられるように。そしてよいゲームでは、規則およびそれを解釈し強制する審判員がともにプレーヤーによって認められなければならないと同様に、よい社会では、その慣習や法律の枠、もしこれらの解釈が異なっている場合にはそれらを仲裁する方法および規則への服従を強制する方法が、成員によって受け入れられなければならない。ゲームにおいても、社会においても、規則はすべて、外部からの制裁なしに、たいていの成員によって承認されるものでなければならぬ。また規則を解釈し、強制する審判員が必要である。「このようなことが自由社会における政府の基礎的役割である。すなわちわれわれが規則を修正しようする方法を用意すること、規則の意味に関するわれわれの間の差を仲裁すること、および強制しなければゲームを演じないような少数の人々に対して規則を強制的に承諾させることである」<sup>(注20)</sup>と。

フリードマンは絶対的自由主義者ではない。絶対的自由は不可能であるから、政府が必要であると考え。「無政府主義は哲学としてどんなに魅力的であろうとも、不完全な人間の世界では実現不可能である。人々の自由は衝突しうるし、それらが衝突するときは、一人の自由は他人の自由を維持するために制限されなければならない」<sup>(注21)</sup>と。人々の自由の間の衝突をどのように解決するかが政府の仕事となる。この解決は容易なこともあり、困難なこともある。たとえば、いかなる人でも欲するならば企業を設立し、生産物の質と価格で競争することは、自由の一つである。しかしこの自由を認めるならば、企業が結合して、競争者を排除するという自由は認められない。これに反して企業結合の自由を認めるならば、競争の自由は失われる。労働者間の結合についても、同じような自由の衝突がある。このような衝突をどのように解決するかは、政府のなすべきことである。財産権の定義についても、答えは困難である。たとえば土地の所有者はその土地の上を他人が飛行機

で飛ぶことを拒否することができるのか、あるいは飛行機の所有者が飛ぶ権利を持つのか。騒音をどの程度に出すことが自由なのか。特に困難なのは、貨幣制度である。貨幣制度に対する政府の責任は以前から認められてきた。貨幣を鑄造し、その価値を規制する権限は議会に与えられている。しかし政府がどの程度の貨幣的操作を行うべきかをきめることは困難な問題である。<sup>(注22)</sup>

上述した「ルール・メーカーおよびアンパイアとしての政府」の役割は、次の項目に要約される。法と秩序の維持、財産権の定義を明らかにすること、財産権や他の経済的ゲームの規則を修正しようような方法を用意すること、規則の解釈についての議論を裁決すること、契約を強制すること、競争を促進すること、貨幣的枠をつくることなどである。<sup>(注23)</sup>

いままで述べてきたことは、市場が自らはできないことであった。ところが市場で想像上はなされうることはあるが、市場を通して行うことは、技術的事情で非常に高価につくか、あるいは実際上不可能な場合がある。こういう場合としてフリードマンは、技術的独占 (technical monopoly) および近隣効果 (neighborhood effects) が存在する場合をあげている。このような場合に、政府の演ずべき役割が発生する。<sup>(注24)</sup>

独占はしばしば政府の援助によるか、あるいは個人々の共謀的な協定によって生ずる。独占においては、代替物が存在しないから、交換の自由が制限される。したがって独占は望ましくない。政府は独占の助成を中止すべきか、あるいは反トラスト法のような規則を効果的に適用すべきかどうかは、問題のあるところである。<sup>(注25)</sup> ところで独占には、単一の生産者もしくは企業による方が技術上能率的であるが故に発生するものがある。このような場合は稀にしかないが、しかし疑いもなく発生する。たとえば電話とか水道のようなものである。このようなものを技術的独占という。これには、私的独占、公的独占および公的規制の三つがありうる。フリードマンは、これらすべては悪であるが、悪の中から選択しなければならぬとして、私的独占を選ばべきだと考える。「私的独占が悪の最小なものであろう」と。<sup>(注26)</sup> その主たる理由は、公的独占や公的規制

では技術的独占を有利とする条件が変化した場合に、それに適応することが困難であるからである。そのよい例は、アメリカの鉄道であると。郵便の公的独占も正当ではないと。<sup>(注27)</sup>

次に近隣効果が存在する場合に、政府活動の余地が発生する。近隣効果というのは、「個人々の行動が他の人々に影響をおよぼすが、それに対して、彼らは代金を課すこともできないし、あるいは彼らに報酬を支払うこともできない場合」である。<sup>(注28)</sup> このような場合には、厳密な任意的交換を行うことは不可能である。その明瞭な例として河川の汚染があげられる。河川を汚染する人は、結局、他人によい水と悪い水を交換することを強制するのである。これら他人は相当の代価を受取ってこのような交換をしようとするかもしれない。しかし彼らにとっては、交換を避けることもできないし、あるいは適当な補償を強制することもできない。<sup>(注29)</sup> このような場合に、政府が河川を汚染する者に課税し、その河川の流域の人々に補償する必要がある。次に公道はどうであろうか。公道を通行する人から料金を徴収することは技術的には不可能ではないから、私企業が経営してもよいわけである。しかし料金を徴収する費用が著しくかさむから、公道は政府によって供給された方がよい。これに反して長距離の高速道路は、料金を徴収する費用は小であり、また多くの代替物があるから、私企業の経営がよい。次に街の公園は、それを利用する人々を識別することが困難であり、また料金を徴収する費用も大であるから、政府が供給すべきである。これに反して、イエローストーンやグランドキャニオンのような国立公園は、料金を徴収する費用が安いから、私企業の経営に任せた方がよいと。<sup>(注30)</sup>

このように近隣効果が存在するものについては、政府活動を拡大することが望ましい場合がある。しかしフリードマンは近隣効果が存する場合、いつでも政府活動を利用すべきであるとは考えない。近隣効果を克服するための費用を計算することが困難であるばかりでなく、その費用を適当に分配することはいっそう困難であるからである。したがって政府が個人に適当な料金を課するか、あるいは補償することに失敗するならば、それによって新たな近隣効果が発生する。以前の近隣

効果と新たなそれとどちらが重要であるかは、個々の事実によって判定するよりほかに方法はない。その上、政府干渉はいかなるものにせよ、個人の自由を直接、間接に脅かす。このようにして、近隣効果がある場合、どの程度まで政府活動を利用することが適当であるかを明瞭に示すような原理は存在しない。個々の場合に、利益と不利益のバランス・シートをつくってみなければならぬ。<sup>(注31)</sup>

最後に、温情的干渉主義の立場からの政府活動がある。フリードマンは自由は責任を持つことのできる個人に対してのみ望ましいものであって、狂人や子供に対しては認められないという。したがって責任の持てる者と持てない者とを区別することが必要となる。温情的干渉主義は責任が持てないと認められた者に対して必要である。このことが最もはっきりしているのは狂人である。私的個人の任意的活動によって狂人を世話することは不可能ではないが、近隣効果があるから、政府がこれを世話する方が望ましい。子供の場合には難かしい問題がある。<sup>(注32)</sup>

以上が、政府によってなされるべきことであって、政府はこれ以外のことを行ってはいけない。フリードマンは現在、政府が行っている活動のうち、正当化されないものとして、次の諸項目を列挙している。

- 1、農業に対するパリティ価格支持政策。
- 2、輸入関税または輸出制限。たとえば石油輸入割当、砂糖割当等々。
- 3、生産物の政府統制。たとえば農業計画によるもの、あるいはテキサス鉄道委員会によってなされている石油割当によるもの。
- 4、ニューヨークでまだ行われているような地代統制、あるいは第二次世界大戦中およびその直後に課せられたような価格と賃金に対するもっと一般的な統制。
- 5、法定最低賃金率あるいは法定最高価格。たとえば要求払預金に対して商業銀行が支払う利率に零の法定最高限度を

おくこと、あるいは貯蓄預金および定期預金に対して支払う最高利率を法定すること。

- 6、産業に対する細目の規制。たとえば州際商業委員会による運輸規制。もう一つの例は、銀行に対する細目の規制。
  - 7、連邦報道委員会によるラジオとテレビジョン統制。
  - 8、現行社会保障計画、特に国民に対して、結局は、その所得の特定部分を退職年金の購入に支出することを強制したり、政府が年金を買うことを強いるような老齢および退職計画。
  - 9、各市や州における特許制度。
  - 10、いわゆる公団住宅やその他の住宅建設助成のための補助金計画。
  - 11、平時における徴兵。
  - 12、前述したような国立公園。
  - 13、利潤を目的とする郵便事業を禁止する法令。
  - 14、前述したような、政府が所有しかつ操作している有料道路。
- 以上が、現在、政府が行っていることのうち「なすべきでないこと」として、フリードマンがあげている項目である。彼はこれがすべての項目ではないという。<sup>(注33)</sup>

国家がいかなることをなすべきであり、いかなることをなすべきでないかの問題は、上述のケインズとフリードマンの見解を比較することによって、解決への糸口が与えられるであろう。まず両者の間にどのような差があるかをみよう。

国家が「なすべきこと」に関する基本方針については大差はない。すなわちケインズは、国家によってなされなければ、何人によってもなされえないことを、国家がなすべきであるといい、フリードマンは、自由市場では行われえないこと、あるいは高価にかかることを、国家がなすべきであるという。異なるところは、前述したように、ケインズは政策目標を実現

するために、個人の自由を幾分制限しても止むをえないと考えているのに対して、フリードマンは個人の自由を促進するよう国家干渉だけが望ましいとしてしていることである。

国家の「なすべきこと」の具体的政策についてはどうであろうか。ケインズはある程度の社会化を行うべきであるというが、フリードマンはこれに反対である。社会化は自由への脅威であるからである。フリードマンは、半自治体をつくるべきだとはいわないし、利子生活者の安楽往生や投資の社会化が望ましいともいわない。所得の平等分配については、フリードマンも望ましいと考えるが、平等化のために自由を制限することは望ましくない。たとえば累進所得税は強制的にある人から取って、他の人へ渡すのであるから、自由と衝突するものである。<sup>(注34)</sup>強制的な社会保障計画も自由と相容れない。望ましい方法は、不平等を除去するように、ゲームの規則を調整することである。たとえば政府によって許可される特殊な独占的特権、関税、その他特定グループを利用するような法規は、不平等の源となるものであって、これらを除去すべきである。教育の普及と高度化も不平等を減少させるために必要なことである。<sup>(注35)</sup>

フリードマンは国家の「なすべきこと」として、規則をつくり、審判をすることをあげているが、これについてはケインズも同様であろう。ケインズは前述したように競技を規則と制限のもとに演ぜしめることが望ましいと述べている。技術的独占や近隣効果が存在する場合の国家干渉および温情主義的国家干渉については、ケインズは言及していないけれども、これら干渉の有用性を否定しているとは考えられない。

ケインズは完全雇用実現のために、貨幣および財政政策を重要視している。これら政策によって貯蓄と投資を一致せよ<sup>(注36)</sup>うとしている。フリードマンは国家が貨幣制度の枠を設けることには賛成であるが、貨幣的操作によって完全雇用や経済成長を促進しようとする政策には反対である。貨幣政策は、貨幣当局に専断的権力を与えるからである。彼は政府に貨幣に対する責任を行わしめ、しかも政府に権力を振わせないような若干の提案を試みている。財政政策については、経済的安定の

問題に何ら考慮しないで、社会が政府を通してなそうと欲する項目について支出計画をたて、それを賄うような歳入計画をたてるべきだ<sup>(注37)</sup>という。

次に国家の「なすべきでないこと」であるが、これについてもケインズとフリードマンの間に本質的な差はないように思われる。ケインズは、個人がすでになしていることを行うべきではないといい、フリードマンは個人の自由を制限するようなことをなしてはいけないという。フリードマンが国家の「なすべきでないこと」としてあげている十四項目はすべて直接統制であって、それは自由を制限するのみならず、資源配分を誤らせるものと考えられている。ケインズはこのような具体的項目について述べていないから、両者を厳密に比較することはできないが、彼は主として貨幣および財政政策に頼ろうとしているのであるから、原則的には直接統制を避けるべきだと考えているものとみなされうる。ただ半自治企業体の行動は結局は議会の下に服しなければならぬとか、投資の社会化を進めなければならない<sup>(注38)</sup>といっているから、幾分、直接統制を行うことを考えている。

以上において、国家の「なすべきこと」と「なすべきでないこと」に関するケインズとフリードマンの見解の類似と差異について述べてきた。国家の「なすべきこと」のうち、フリードマンがあげている項目、すなわち規則をつくり審判をすること、技術的独占や近隣効果が存在する場合の政府干渉および温情主義的干渉については異論はなからう。ところがケインズはこのほかにも国家のなすべき役割をいくつか認めている。このような役割が望ましいかどうかは問題となるであろう。その一つは半自治的企業体をつくることである。これは公共の利益を追求し、経済的能率を高めるから、望ましいとされている。ケインズがいうように、株式会社が一定の規模と時期に達したとき、自らこのような半自治的企業体へ発展するならば、それは望ましいけれども、もし政府がこのような企業を強制的につくろうとするならば、それは自由をはなだしく抑圧するから、望ましくない。ケインズは第二に投資の社会化を提案している、個人的利益を追求しようとする人々の行動に

よって資本の限界効率が崩壊して、失業や恐慌が発生するかぎりにおいては、このような社会化は、それがいちじるしく自由を制限しないかぎり是認されねばならないであろう。第三にケインズは低金利政策を行おうとしている。利率引下げによって雇用量が増加し、景気が刺激されるかぎりには、それは望ましい。しかし利率の引下げには限度があるのみならず、しばしば景気を刺激しすぎて、後にインフレーションや恐慌を招くことがある。したがって利率は自由市場の機構によって決定されることが、最も望ましいといえよう。

このように具体的政策については、なお問題が残る。しかしそれらは前述した基本的方針に照らして判断されるべきである。

- (注1) J.M. Keynes, *The End of Laissez-faire*, 1926, pp. 41-46. (邦訳四六一五〇頁)  
 (注2) J.M. Keynes, *ibid.*, pp. 46-7. (邦訳五〇一一頁)  
 (注3) J.M. Keynes, *ibid.*, pp. 47-8. (邦訳五一一一頁)  
 (注4) J.M. Keynes, *ibid.*, pp. 48-9. (邦訳五二二頁)  
 (注5) J.M. Keynes, *ibid.*, p. 49. (邦訳五二二二頁)  
 (注6) J.M. Keynes, *The General Theory of Employment, Interest and Money*, 1936, pp. 372-3. (邦訳四五一一三頁) 参照。  
 (注7) J.M. Keynes, "The General Theory", p. 374. (邦訳四五二一四頁)  
 (注8) J.M. Keynes, "The General Theory", pp. 375-7. (邦訳四五四一七頁) 参照。  
 (注9) J.M. Keynes, "The General Theory", p. 378. (邦訳四五七一一八頁)  
 (注10) J.M. Keynes, "The General Theory", p. 378. (邦訳四五八頁)  
 (注11) J.M. Keynes, "The General Theory", p. 164. (邦訳一九六頁)  
 (注12) J.M. Keynes, "The General Theory", p. 160. (邦訳一九一頁)  
 (注13) J.M. Keynes, "The General Theory", p. 163. (邦訳一九五一一六頁) 参照。  
 (注14) J.M. Keynes, "The General Theory", p. 381. (邦訳四六一頁)  
 (注15) J.M. Keynes, *A Tract on Monetary Reform*, 1929. (岡部晋司「内山直氏訳『ケインズ貨幣改革問題』」第三章、第一節参照。

ケインズは  $\pi = \rho + \alpha r$  という式をかかげる。 $\rho$  は貨幣数量、 $\rho$  は物価水準、 $\pi$  は公衆が現金で保有しようとする消費単位量、 $\rho$  は公衆が当座預金の形で保有しようとする消費単位量、 $r$  は銀行の預金準備率である。このうち  $\rho$  と  $r$  は中央銀行の直接管理下にあり、 $\pi$  と  $\alpha$  は  $\rho$  と  $r$  を変化させることにより、および銀行利率を操作することによって間接に統制することができる。ケインズは管理通貨の必要を強調するのである。

(注16) J.M. Keynes, *A Treatise on Money*, 1930, Vol. 1. (鬼頭仁三郎氏訳『ケインズ貨幣論』第二分冊) 参照。  
 ケインズの基本方程式は  $\pi = \frac{E-I}{O+S}$  である。 $\pi$  は物価水準、 $E$  は一定期間中の貨幣所得、 $O$  は総産出高、 $I$  は投資、 $S$  は貯蓄である。物価水準は  $I$  と  $S$  の関係によって変動する。両者を一致させるためには、市場利率が自然利率に等しくなるように、銀行が貸出を調節すればよい。

(注17) J.M. Keynes, "The General Theory", pp. 315-6. (邦訳三七八頁) 参照。  
 (注18) 競争的資本主義 (competitive capitalism) とは、「自由市場で行動する私企業の経済活動の集合から成る組織」として定義される (M.Friedman, *ibid.*, p. 4)。フリードマンはこのような資本主義がそれ自体望ましく、かつ政治的自由を得るためにも望ましいと考える。ただそれは政治的自由のための必要条件であって、十分条件ではない。その例としてファシストのイタリアやスペイン、戦前の日本、帝政ロシアなどがあげられている。これらの国では競争的資本主義と中央集権的統制が併存していた。ハイエクはその著「隷従の道」(F.A. Hayek, *The Road to Serfdom*, 1944. 一谷藤一郎邦訳)において、経済活動への国家干渉は隷従への道であると警告したが、フリードマンもこれを全く賛成である。M.Friedman, *ibid.*, pp. 7-11. 参照。

(注19) M.Friedman, *ibid.*, p. 15.  
 (注20) M.Friedman, *ibid.*, p. 25.  
 (注21) M.Friedman, *ibid.*, pp. 25-6.  
 (注22) M.Friedman, *ibid.*, pp. 25-7. 参照。なお貨幣統制がどの程度望ましいかについては、本書の第三章において論じられている。  
 \* M.Friedman, *Essays in Positive Economics*, 1935. 第三部をさうしてとりあげられている。

(注23) M.Friedman, *Capitalism and Freedom*, 1962, p. 27. and p. 34.

(注24) M.Friedman, *ibid.*, p. 28.

(注25) 独占対策については、フリードマンは『資本主義と自由』の第八章で詳述している。

(注26) M.Friedman, *ibid.*, p. 28. 及び p. 128. を参照。

経済的自由についてのケインズとフリードマンの思想



- (注27) M. Friedman, *ibid.*, p. 28-30. 参照。
- (注28) M. Friedman, *ibid.*, p. 30.
- (注29) M. Friedman, *ibid.*, p. 30. この場合はピグーが「厚生経済学」においていう私的限界生産費と社会的限界生産費の離反と全く同じである。ピグーもこの場合、国家干渉が必要であるという。
- (注30) M. Friedman, *ibid.*, pp. 30-31. 参照。
- (注31) M. Friedman, *ibid.*, pp. 31-32. 参照。
- (注32) M. Friedman, *ibid.*, pp. 33-34. 参照。
- (注33) M. Friedman, *ibid.*, pp. 35-36. 参照。
- (注34) M. Friedman, *ibid.*, p. 174. 参照。
- (注35) M. Friedman, *ibid.*, p. 176. 参照。所得分配に関するフリードマンの考え方は「資本主義と自由」の第十章「所得の分配」において詳述されているが、ここでは結論的部分だけを紹介した。
- (注36) フリードマンは『資本主義と自由』の第三章「貨幣の統制」において、このような提案を試みている。
- (注37) M. Friedman, *ibid.*, p. 79.

## 正義者同盟成立の歴史的意義(その一)

——黎明期におけるドイツ労働運動の国際的性格にかんする考察——

飯 田 鼎

- 一、一八三〇年代のドイツ労働者階級の性格——手工業プロレタリアート
- 二、パリにおける「人民協会」の成立
- 三、手工業プロレタリアの共産主義の萌芽(未完)

十九世紀初頭のヨーロッパの労働者は、多くその技術と熟練を練磨するため、ヨーロッパ各地を遍歴することが慣習的に行われていた。イギリスのような島国でさえ、このようないわゆる「トランピング」<sup>(1)</sup> ("tramping") は、十八世紀以来、支配的な現象となり、それが職能別組合形成の重要なモメント<sup>(2)</sup> となったことはよく知られている。ヨーロッパ大陸においても労働者の技術鍛錬のための渡り歩きは、たとえば十九世紀初頭のドイツの労働者の場合は、フランスおよびスイスなどに遊んだのであって、その意味では、ヨーロッパのプロレタリアートは、最初から国際的な連帯の精神を容易にうけいれる立場にあった。しかしながらこの場合の「労働者」とは、近代的な工場労働者、いわゆる工業プロレタリアートを指すものではない。

正義者同盟成立の歴史的意義(その一)